

3000万円の住宅購入の場合の消費税は？

消費税は平成26年4月1日から8%に、平成27年10月1日から10%にと段階的に引き上げられます。

消費税5% 150万円	▶	消費税8% 240万円	▶	消費税10% 300万円
8%導入				10%導入

H25 > H26.04 > H27.10

※請負工事については、経過措置として税率引き上げ日の6ヶ月前までの契約について旧税率を適用するという特例が設けられています。
※税制度の内容は2013年4月現在の情報であり、変更になる場合があります。



一方で消費税増税にばかり目を奪われ、焦って購入を決めるのは考えものです。住宅購入は、ライフプランに添つて考えるのが大前提だからです。両親の介護や子どもの成長、将来にわたる収入と支出の変化など先々を見据えたうえで、頭金など準備資金もあり、本当に住みたいと思う物件が

**予定通りなら
来年4月から消費税が
8%にアップ！**

消費税が平成26年に8%、翌27年には10%に増税されます。住宅を購入する場合も、土地を除く建物、家具・家電などの買い替え、引越しなど諸費用すべてに8%の消費税を適用。住宅購入を考えている方にとって、増税前の今が住宅購入のひとつの買い時といえそうです。

大切なのはライフプラン

「価格」「金利」「税制」で買い時を見極めよう。

3つの税制と金利にも注目

一方で消費税増税にばかり目を奪われ、焦って購入を決めるのは考えものです。住宅購入は、ライフプランに添つて考えるのが大前提だからです。両親の介護や子どもの成長、将来にわたる収入と支出の変化など先々を見据えたうえで、頭金など準備資金もあり、本当に住みたいと思う物件が

あつてはじめて購入に踏み切る環境が整つたといえます。その時は消費税だけでなく他の要因も考慮して最適な買い時を見極めましょう。ぐれぐれも消費税増税ありきの衝動買はは慎んでください。

あつてはじめて購入に踏み切る環境が整つたといえます。その時は消費税だけでなく他の要因も考慮して最適な買い時を見極めましょう。ぐれぐれも消費税増税ありきの衝動買はは慎んでください。

複数の専門家に相談しよう

複数の専門家に相談することをお勧めします。住宅見学会

やお金全般の専門家のFP^{※2}に相談

することをお勧めします。住宅見学会



TASUKI

～未来へつなぐメッセージ～

消費税増税を控えた住宅購入検討の際のポイントとは？

グローバルビジネスで、伝統の世界で、独自の価値を創出するニッポン。それはさまざまな分野で、次代へと受け継がれてきます。リレー走者のタスキのように、未来へつなぐメッセージ。今回は、人生最大の買い物であるマイホームをテーマに、買い時の見極めをどのように判断すればいいか、住宅ローン分野のスペシャリストにアドバイスをもらいました。



住まいの建て替え・リフォームも、 今が見極めどきです。

現在の持ち家を、子どもとの同居を機に二世帯住宅に建て替える。あるいは子どもが巣立って広くなりすぎた家を平屋に建て替えたなど、歳を経るうちに変わるライフスタイルに合わせ、住まいのカタチも変える必要が生じてきます。

現在、住まいの建て替え・リフォームを検討中の方は、消費税の増税が建て替え時を決める契機となります。この場合も、請負工事は税率引き上げ日の6ヶ月前までの契約については旧税率を適用する特例が設けられています。

Profile



エフピーエイト
(ライフプラン向上委員会)
代表
春田 孝二 氏
上級モーゲージプランナー
(CMP)
上級ファイナンシャル
プランナー(CFP)
宅地建物取引主任者

http://fp-8.com/ 052-932-1071

※1 MP: モーゲージプランナー ※2 FP: ファイナンシャルプランナー